誓　約　書

私（当法人）は、流山市総合運動公園トライアルサウンディングへ応募をするにあたり、下記に該当せず、将来においても該当しないこと、また利用に当たっては、下記に該当するものを排除することを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、流山市から下記に該当しないことを確認するため、履歴事項全部証明書、役員等氏名一覧等必要書類の提出を求められたときは、ただちに提出します。

この誓約書及び流山市から提出を求められた書類の内容について、流山市が警察当局へ情報提供することに同意します。

記

１　利用者として不適当な者

1. 流山市指名競争入札参加資格業者指名停止基準（平成3年4月1日制定）に基づく指名停止、または流山市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成19年6月1日制定）に基づく指名除外を受けている者
2. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
3. 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過していない者、又は本事業の提案書提出日の前6か月以内に不渡り手形もしくは不渡り小切手を出した者
4. 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項若しくは第5項の規定による営業停止の処分を受けている者
5. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者
6. 商法（明治32年法律第48号）の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者
7. 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされている者
8. 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされている者
9. 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者
10. 申込書及び提案書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
11. 法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者

　　流山市長　井崎　義治　様

年　　月　　日

所在地

名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

生年月日（法人は記載不要）　　　　　　　年　　月　　日